

令和 7 年度審議会等委員選任状況集計結果〔総括表〕

▼審議会等委員 比率推移

市民参加条例では、審議会の議論に多様な市民の考え方が反映されるようにすることが望ましいことから、公募委員の割合は全体の 2 割以上、男女共同参画社会の実現に向け、男女比率はともに全体の 4 割以上と目標数値が定められています。

令和 7 年度はどちらの目標値も達成することができました。

	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
公募	22%	21%	21%	21%	21%	21%	21%	21%	21%	21%
男性	61%	62%	62%	59%	61%	59%	59%	59%	57%	55%
女性	39%	38%	38%	41%	39%	41%	41%	41%	43%	45%

※R7 滋賀県（19 市町）女性比率平均：34.5%、R6 全国市町村平均：30.4%

▼審議会等評価結果

ランク	審議会等数		評価基準
	R8.3	R7.3	
A	4	10	制限事項（再任・兼職）、男女比率および公募委員比率達成
B	34	33	制限事項は未達成だが、男女比率および公募委員比率は達成
C	13	16	男女比率または公募委員比率が未達成
D	1	2	男女比率および公募委員比率ともに未達成
計	52	61	

多様な市民の考えを反映するため、公募委員比率と男女比率だけでなく、各委員の再任の回数や他審議会等との兼職の数についても基準を設け、各基準の達成状況により A～D の 4 段階で評価しています。

※令和 6 年度と比較し、審議会等の数が 9 減少していることについては、市民参加条例の対象となる審議会等が廃止等になったことによるものです。

- C 評価の審議会等 13 のうち、13 が男女比率未達成、公募委員比率未達成は 0 となっています。（うち、「委員の資格等が法令等に規定されているもの」および「特に専門的な知識等が要求されるもの」という事由により公募委員を選任していない審議会等は 3 あり。）

- 1 委員数 3 名の審議会等（物理的に男女ともに 40% 以上が達成できない）
- 2 市職員のあて職の割合が高く男女比の調整が困難な審議会

10 改善の余地がある審議会等（10 のうち 5 が昨年度 A または B 評価）

- D 評価の審議会（草津市特定旅館建築規制審議会）については、公募委員への応募がなく公募委員比率が未達成となっていました。ただし、その間当該審議会は開催されていなかったものです。令和 8 年度に公募委員の再募集をかけ現在は男女比率、公募委員比率共に達成しています。

●男女比率について

男女比率については、あて職で選任される場合、そのポストの方の性別により男女比が達成できない場合も多くあります。しかし、可能な限り男女比率を40～60%に収めるよう、草津市女性委員の審議会等への参画の促進に関する要綱に基づき男女共同参画センターによる指導助言、団体推薦に関しては早めの依頼を行うことで男女の調整を行いやすくするよう工夫をしています。近年は、女性割合の方が高い審議会も見られ始めている状況であり均衡を保つことが大切と考えられます。

●公募委員数について

公募委員数の未達は1件ありましたが、該当の審議会はしばらく開催されていないものでした（現在は改善）。なお、公募をかけても応募状況が芳しくないときは、当課よりキラリエサポーター等市民活動団体への声掛けをすることで定員を満たせるよう工夫を行っています。

○目標達成に向けた今後の取組

- ・男女共同参画センターによる指導助言
- ・キラリエサポーター等から公募委員候補者の紹介
- ・団体推薦による委員の任期満了2～3か月前に担当部署へ推薦依頼の働きかけ
（早めの依頼により団体内での男女の調整を行いやすくするため）

【参考】

<草津市市民参加条例 第5条（市民参加の対象）>

市民参加の対象となる事項（以下「対象事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な事項を定める計画等の策定または変更
- (2) 市の基本的な方針を定める条例および市民に義務を課し、または権利を制限することを規定する条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃
- (3) 広く市民の公共の用に供される大規模な施設（建築物に限る。）の設置に係る計画等の策定または変更
- (4) 市民の生活または活動に直接かつ重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。

- (1) 内容の変更等が軽易なもの
- (2) 改定や変更等を緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (4) 市の内部の事務処理等に関するもの

3 執行機関は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、その理由を公表しなければならない。

<草津市市民参加条例施行規則 第6条（審議会等）>

条例第6条第2項第2号に規定する審議会その他これに類する機関は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 審議会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例の規定により設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のための機関をいう。

(2) その他これに類する機関

審議会以外のものであって、学識経験者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的として設置された懇談会、懇話会等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 市職員のみを構成員とするもの
- イ 関係団体の連絡調整を主な目的とするもの
- ウ 特定のイベント、行事等の推進を目的としたもの
- エ その他この規則の対象とすることが不適当と認められるもの

2 審議会等の委員定数は、当該審議会等の設置目的を達成するために必要な人数とする。

3 既に設置されている審議会等は、設置目的や社会経済情勢の変化等を鑑み、改選期等に見直しを行い、必要に応じて廃止し、または統合するものとする。